

## ○東北福祉大学せんだんホスピタル個人 情報保護に関する規程

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この規程は、東北福祉大学せんだんホスピタル（以下「病院」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所のほか、既往症、診療内容その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ① 特定の個人情報について、電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成したもの
  - ② ①に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、職員（病院に勤務する者で、非常勤職員等を含む。以下同じ。）が職務上取得又は作成した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、病院が保有しているものをいう。
- (5) 「個人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。ただし、本人が未成年者又は被成年後見人の場合にあつては、その法定代理人も本人に含まれるものとする。

（基本理念）

**第 3 条** 病院においては、個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人の人格尊重の理念の下に慎重かつ適正に取り扱い、病院が患者・家族等からより信頼される医療機関であるよう、たゆまぬ努力を続けていくものとする。

（職員の責務）

**第 4 条** 職員は、法令及びこの規程を遵守し、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人データの正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

2 職員は、職務上知り得た個人情報については、病院における利用目的以外に流用し、又は第三者に漏えいし流出してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

**第 2 章 安全管理体制**

（管理責任者の設置）

**第 5 条** 病院に、病院における個人情報の安全管理に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報管理者責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、院長をこれに充てる。

2 管理責任者は、病院における保有個人情報の管理に関する事務を総理する。

（取扱責任者の設置）

**第 6 条** 病院は、管理責任者の下に個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。取扱責任者は、次の者をこれに充てる。

- (1) 診療部長
- (2) 看護部長
- (3) 医療技術部長
- (4) リハビリテーション部長
- (5) 事務部長

2 取扱責任者は、それぞれが所管する業務の範囲内における個人情報について、事務を処理する。

3 取扱責任者は、前項の事務を行うにあたっては、管理責任者の指揮、命令を受けるものとする。

（個人情報保護委員会の設置）

**第 7 条** 病院に、病院における個人情報の安全管理に関する重要事項を審議するため、

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成員、審議事項については、別に定める。

（苦情受付及び相談窓口の設置）

**第 8 条** 病院に、病院における個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に適切かつ迅速に対応するため、相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、事務部経営企画課医事係とし、相談窓口の対応者は、責任者とする。

### 第 3 章 個人情報の取得・保有等

（取得・保有の制限及び方法）

**第 9 条** 個人情報の取得は、病院が患者等に提供する医療サービス業務、医療保険事務及び病院管理運営業務等のうち別表に掲げる特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）に限定して行わなければならない。

- 2 個人情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から同意を得て取得しなければならない。

- (1) 個人情報保護法第 16 条第 3 項の規定に基づく場合

- (2) その他、委員会又は管理責任者が本人以外から取得することに相当の理由があると認めた場合

- 3 個人情報は、前項第 1 号に基づく場合を除き、第 1 項に規定する利用目的以外、又は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。

（利用目的の明示）

**第 10 条** 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 個人情報保護法第 18 条第 4 項の規定に基づく場合

- (2) 病院が、あらかじめその利用目的を公表している場合

- 2 前項の規定は、利用目的を変更した場合にも準用するものとする。

- 3 利用目的の明示は、口頭による説明、施設内掲示等の方法により行うものとする。

### 第 4 章 安全管理措置等

（適正な措置）

**第 11 条** 管理責任者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、き損、破壊その他の事故防止

- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の廃棄又は消去
- (5) 職員及び委託先の監督
- (6) その他、個人情報保護のための措置  
(施設外への持ち出し制限)

**第 12 条** 個人データは、原則として病院外に持ち出してはならない。ただし、個人データを使用する業務を病院外に委託するときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きによる業務委託を行う場合、委託業者との間で、別紙様式 1「個人情報保護に関する覚書」により締結手続きをしなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、正当な診療活動の遂行に必要な場合は、病院外持ち出しを認めることができる。この場合、特に個人データの漏えい、流出及び紛失等に十分注意しなければならない。  
(第三者への提供の制限)

**第 13 条** 個人データは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

- (1) 個人情報保護法第 23 条の規定に基づく場合
- (2) 臨床研究等において、研究対象等の個人に係る識別可能な情報を消去し、個人を識別できない状態で利用する場合

#### 第 5 章 個人情報の開示・訂正・削除

(個人情報の開示)

**第 14 条** 個人情報の開示は、これを希望する本人からの別紙様式 2「自己に関する個人情報開示等請求書」の提出によるものとする。ただし、その請求が診療記録等の開示に関わるものについては、別に定める「東北福祉大学せんだんホスピタル診療情報の提供に関する規程」によるものとする。

- 2 管理責任者は、前項により開示請求のあったときは、本人に対し、保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 個人情報保護法第 25 条第 1 項各号に規定する場合
  - (2) その他、委員会が開示することを適当でないと判断した場合
- 3 管理責任者は、前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、

別紙様式 3「自己に関する個人情報開示可否決定通知書」により本人に通知しなければならない。

（個人情報の訂正・削除等）

**第 15 条** 個人情報の訂正・削除等は、これを希望する本人からの別紙様式 2「自己に関する個人情報開示等請求書」の提出により行うものとする。

2 管理責任者は、前項の規定による請求があったときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、その結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除等に応じないときは、その理由を別紙様式 4「自己に関する個人情報訂正等可否決定通知書」により本人に通知しなければならない。

## 第 6 章 補 則

（職員等の教育研修）

**第 16 条** 病院長は、個人情報の保護に関する職員の意識の向上、啓発及び適正な取扱いの推進を図るため、適時に職員に対する教育研修を実施するものとする。

（雑 則）

**第 17 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

2 この規程は、少なくとも 2 年毎に見直すものとする。

## 附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 2 日から施行する。